

九州地方整備局事業評価監視委員会 運営要領

1. 目 的

本運営要領は、九州地方整備局事業評価監視委員会規則(平成13年7月10日付け)(以下、「委員会規則」という。)第5条に基づき、九州地方整備局事業評価監視委員会(以下、「委員会」という。)の審議の方法に関し必要な事項を定め、もって委員会の透明性・客観性及び円滑な会議運営に資するものである。

2. 委員会の運営に関する事項

(1) 会議の開催

会議の開催は、九州地方整備局長の要請により委員長が召集する。

(2) 会議の成立条件

会議は、委員会の委員総数の二分の一以上の出席をもって成立する。

(3) 会議の議事の決定方法

会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の場合は委員長が決する。

(4) 外部からの意見聴取

委員会は、必要に応じて外部の専門家から意見を聴くことができる。

① 意見を聴取する者の選出は、予め各委員の意見を聴いて委員長が決定する。

② 意見の聴取方法は、会議への出席又は書面による提出のいずれかにより行うことができる。

(5) 会議の進行

会議の進行は、委員長が行う。

(6) 会議の記録

事務局は、会議の議事内容を取りまとめた議事録を作成し、出席した委員の確認を得なければならない。

(7) 意見具申

委員長は、審議の結果を取りまとめ、必要があると判断した場合は、九州地方整備局長に対して意見具申を行う。

事務局は、意見の具申がなされた場合は、その内容を議事録に記録する。

3. 審議過程の透明性の確保に関する事項

(1) 会議の公開

会議の公開・非公開については、委員会で判断し、決定するものとする。なお、会議運営の透明性を確保するため、会議の議事録を公表する。

(2) 会議に提出した資料等の公表

議事録の公表にあわせ、会議に提出した資料等について公表する。ただし、個人情報等で公表することが適切でないものと事務局が判断する資料等については、委員会の了解を得て公表しないものとする。

(3) 公表の時期

議事録及び会議に提出した資料等の公表は、会議終了後事務局により速やかに行う。ただし、継続審議となった場合にはこの限りではない。

4.

その他委員会を運営する上で必要となる事項

(1) 本運営要領に定めのない事項及び本運営要領の変更は、委員会で審議し決定する。

(2) 委員は、委員会規則第二条の第1号、第2号又は第3号の事務に関して、自己又は親族の利害に関係ある議事に加わることができない。

この場合、委員は議事に先立ってその旨を事務局に申し出なければならない。

(3) 本運営要領は平成13年8月2日より施行する。

2 本運営要領の施行に従い、「九州地方建設局事業評価監視委員会運営要領（平成10年9月10日、平成12年2月1日（一部改正）」及び「第四港湾建設局港湾・海岸関係事業評価検討委員会運営要領（平成12年12月25日）」は廃止する。

3 一部改正 平成15年7月4日